

令和7年5月吉日

審判義務実施の御案内(その1)

静岡県バドミントン協会会長 杉山 敏充
理事長 吉水 将史

日本バドミントン協会の全国大会開催担当県の輪番制導入により、今後静岡県にて全国大会が開催され、審判員不足が懸念されます。また、県協会主催大会においても、常に審判員の不足が問題となっています。

そこで、審判員の確保を目的に、**令和8年度の審判義務発生大会に出場時には、下記の大会出場権利を有していることを大会出場条件**といたします。

【審判義務制度の概要】

- ① 令和8年度より、下記A)の審判義務発生対象大会に出場の際は、出場を希望する大会の前までに**審判担当大会 B)にて審判を担当し、出場権利を1つ以上取得**している必要があります。
その為、令和8年度にA)の審判義務発生対象大会に出場予定の方は、令和7年度に審判担当大会 B)にて審判を担当して下さい。
- ② 原則、事前に大会出場権利の取得が必要ですが、当面の間、審判担当大会に参加できない方を考慮して、審判義務発生対象大会A)に通算3回出場までに1回審判担当大会にて審判を担当する事で大会への出場を認めます。
大会参加数は、年度をまたいで3大会に出場した場合にも、通算でカウントされ、審判義務が発生します。
- ③ 審判担当指定大会にて審判を担当した回数分、審判義務発生対象大会に参加できます。ただし、年度内にA)の大会に何回出場しても、出場権利の消費は1回のみとします。
- ④ 審判義務を履行しない場合は、4回目の審判義務発生対象大会には、出場できません。

A) 審判義務発生の対象大会

県協会が開催する下記の7大会

- ① 県社会人選手権
- ② マスターズ予選
- ③ 県ミックス（東海総合参加希望者）
- ④ 国スポ予選
- ⑤ 全日本シニア選考会
- ⑥ 県総合（単）
- ⑦ 県総合（複）

B) 審判担当大会

県協会が指定する下記の大会で、**審判を1日務める。**

- ① 県社会人選手権
- ② マスターズ予選
- ③ 県ミックス（東海総合参加希望者）
- ④ 国スポ予選
- ⑤ 全日本シニア選考会
- ⑥ 県総合（単）
- ⑦ 県総合（複）
- ⑧ 県協会が指定する大会

◆ 注意点

- 1) 出場権利の管理は選手自身で行ってください。
- 2) 選手として出場している大会での審判担当は、対象になりません。
- 3) 今後審判員は「調整さん」を使用して募集いたします。その告知時に審判担当大会に該当するかどうかを明記いたしますので、都度御確認下さい。

【問合せ先】

事務局長 松本 幹広 shizubad.01@gmail.com

090-3389-0525